

認証ほ場のサンプリング調査に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の有機認証業務規程第44条に基づき実施する調査において、グループ認証を取得した有機農産物の生産行程管理者におけるほ場等のサンプリング調査（以下「サンプリング調査」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(サンプリング調査を実施する対象)

第2条 有機農産物の生産行程管理者としてグループ認証を取得している事業者で、かつ次条の条件を満たす者とする。

2 サンプリング調査の対象は既に認証を受けたほ場とし、新規認証の調査又はほ場等の追加調査のほ場はサンプリング調査の対象としない。

(サンプリング調査を実施する認証生産行程管理者の条件)

第3条 サンプリング調査を希望又は実施する生産行程管理者は、生産行程管理責任者等によるグループ内生産者の生産行程及び格付の管理・把握することとし、以下の事項を予め整備あるいは適切に実施することを条件とする。

(1) 次のとおりグループの生産行程及び格付の管理・把握を行っていること。

- ① 生産行程管理責任者又は登録認証機関が指定する講習会において有機農産物の生産行程の管理・把握に関する課程を修了した者が、全てのほ場等に対し、定期的（年1回以上）に、使用禁止資材の飛来・流入対策、農産物や肥料等の保管施設における区分管理の状況及び当該ほ場で収穫された農産物の出荷の管理等がグループで認証を受けるために必要な「内部規程」及び「格付規程」に基づき行われているかどうか、ほ場等を直接管理している者それぞれが作成している書類・記録等も用いながら確認の上、これらの結果について記録を付け、生産行程管理責任者が当該結果を把握している。
- ② 上記①の確認は、確認対象のほ場等を直接管理する者とは別の者がほ場等を訪問し、適切に管理を行っているかを確認する。
- ③ 上記①において不適合が認められた場合、原因究明、即時措置（当該不適合者の認証対象からの除外など）、再発防止策を適切に行い、当該事項について記録を付けている。

- (2) 上記(1)の生産行程及び格付の管理・把握の実施方法について、規程類に具体的に定めている。

(サンプリング調査に係る年次調査の実施方法)

第4条 年次調査において、認証事業者の規程類に定められたとおり前条(1)の生産行程及び格付の管理・把握が適切に実施されているかどうか以下のとおり確認する。

【確認方法】

- ・ 前条(1)①～③の記録を確認するとともに、生産行程管理責任者等に前条(1)①～③の実施状況について聞き取りを行い、検査員へ引き継ぐ。(過去にサンプリングを実施している場合は、どのほ場を実施したかの情報も引き継ぐ。)
- ・ 検査員は、ほ場等に対する実地調査の際、次のとおり前条(1)①～③の実施状況について確認を行う。
 - － 生産行程管理責任者等による前条(1)①～③の実施状況について、ほ場等を直接管理している者から聞き取りを行う。
 - － 生産行程管理責任者等による前条(1)①～③の確認結果が、登録認証機関による生産行程の管理状況の確認結果と矛盾しないか確認する。

(2) 実地調査の対象とするほ場の抽出について

- ① 実地調査を行う対象として抽出するほ場の数は、リスク(※)に応じ決定し、総認証ほ場の概ね $1/3$ (少なくとも10又は総ほ場数の平方根(小数点第一位を四捨五入)の多い方の数以上)とし、抽出したほ場及び当該ほ場に関連する施設の実地調査を行う。

※ リスク要因としては、ほ場等の周囲の状況、生産品目、使用資材、生産の方法、過去の不適合の状況、変更事項、ほ場等を直接管理している者の認証年数等が考えられる

- ② 検査員は、長期間にわたり実地調査を行わないほ場等が生じないよう調査を計画する。

(3) 年次調査の結果、グループとしての生産行程の管理・把握が適切でなかった場合、登録認証機関の規定に基づき適切に是正要求等の措置を行い、サンプリング調査を直ちに中止し、全数調査に切り替えることとする。

(4) 実地結果の報告について

- ① 立会い確認書には、サンプリング調査を行ったことが分かるよう明記すること。
- ② 調査報告書へは、サンプリング調査を実施したほ場番号を明記するとともに、適切な実施であったことが確認できるよう報告すること。

(要領の変更)

第5条 この要領の改正は、常務役会の決議により行うものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めのない事項は、常務役会の決議により別に定める。

(附則)

この要領は、2025年12月18日から施行する。